

□ Information

平成 2 1 年度司法過疎地開業支援実施要領

日司連は、司法過疎対策・地域司法拡充事業の一環として、司法過疎地における開業を促進するとともに当該地での定着を図るべく、以下のとおり司法過疎地開業支援を実施する。

【対象地域】

司法書士が0名もしくは1名程度しか存在しない市町村またはこれに準ずる地域で、連合会が事業計画を遂行するに相当であると判断した地域

【対象者】

上記地域において、

- ① 平成21年4月1日以降に開業または移転した司法書士会員及び設立または従たる事務所を設置した司法書士法人
- ② 平成22年3月末日までに開業または移転を予定している司法書士会員及び設立または従たる事務所の設置を予定している司法書士法人
- ③ 平成22年3月末日までに開業予定の司法書士資格を有する者

※開業及び移転並びに設立及び設置とは、事務所を設置して業務を行い得る状況にあればよく、登録手続は平成22年5月末日までに完了させること。

【要件】

- ① 司法書士会員及び司法書士資格を有する者については、司法書士法第3条第2項第2号の法務大臣による認定を有していること（いわゆる「認定司法書士」であること）、司法書士法人については同認定を有する社員（特定社員）が常駐すること
- ② 司法書士法令等に違背した事実がないこと
- ③ 5年以上は当該地において地域司法サービスに携わること
- ④ 簡裁訴訟代理等関係業務、法律相談及び成年後見業務に積極的に取り組むこと
- ⑤ 法テラスと民事法律扶助契約を締結し、民事法律扶助業務に積極的に取り組むこと
- ⑥ 司法書士会及び総合相談センターの事業に積極的に協力し、さらに法テラスをはじめとする地域の公的機関及び関係団体の要請にも積極的に応えること
- ⑦ はじめて交付を受けた年度から5年間、年1回以上、連合会が定めるところにしたがって業務状況を報告すること

【支援内容】

摘要	個人	法人
開業支援金	180万円以内	180万円以内
定着支援金	540万円以内 ※1	※2

※1 定着支援金（個人のみ）は、原則として1年目は年240万円、2年目以降は年収が600万円に満たない不足部分につき、一定の上限（2年目は180万円、3年目は120万円）のもと交付する。

なお、「年収」とは、事業所得（売上[雑収入を含む]－経費）を示す。

※2 法人に対する定着支援金の交付は行わない。

【支援金の返還及び免除等】

- ・ 支援金は、原則として最終交付日（被支援者が返還の義務を負う範囲が確定した日）から1年経過後より、毎年分割により原則として5年以内に全額返還するものとし、具体的返還方法に関しては支援契約に定める。ただし、支援金（開業支援金及び定着支援金）に利

息は付さない。

- ・連合会は、支援金のうち開業支援金につき、支援会員が当該地域に3年を超えて事務所を置いた場合には、当該会員が事務所を設置する地域を管轄する司法書士会の意見を聴取の上、返還の一部または全部を免除できるものとする。
- ・連合会は、支援金につき、支援会員に以下に掲げる事由が生じた場合、支援会員（当該会員の相続人・後見人・保佐人を含む）の申込みに基づき支援金の返還を猶予、また返還の一部または全部を免除できるものとする。
 - ① 事務所の運営が困難となり、廃業もしくは支援対象地域外へ移転したとき
 - ② 経済的理由から返還が困難と認められるとき
 - ③ 死亡
 - ④ 成年被後見人または被保佐人となったとき
 - ⑤ その他やむを得ない事由のあるとき

【応募期間】

平成22年1月4日（月）から同年1月31日（日）まで

※上記締切日消印有効とする。

【申込方法】

所定の申込書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して日司連あて郵送にて直接申し込み

※申込書（申込様式1）並びに誓約書（申込様式2）及び連帯保証誓約書（申込様式3）

は、司法書士会事務局または日司連ホームページから入手すること。

【決定方法】

連合会にて要件等を審査の上、申込者が開業または移転、設立、設置しようとする地域を管轄する司法書士会会長の意見を聴取して決定する。

なお、現在所属する司法書士会または過去に所属した司法書士会等に対し、必要に応じ、応募者について（懲戒等の処分歴及び研修受講状況等）照会する。

また、同一地域に複数の応募があった場合は、当該地域ごとに原則先着順とする。

支援決定は平成22年2月下旬を予定しており、結果は連合会から各申込者に対して通知する。

【交付方法】

契約締結後、支援決定者もしくは法人に対して直接交付する

※平成22年3月下旬を予定。詳細については追って通知する。

【添付書類】

- ・誓約書（申込様式2）
- ・連帯保証誓約書（申込様式3）
- ・住民票
- ・開業または移転、設立、設置に関する計画書
※適宜の様式による。すでに開業等している場合には、開業等の経緯及び現状に関する報告書を提出する。
- ・登記事項全部証明書（法人のみ）

【その他】

開業または移転、設立、設置予定の場合は、事後に開業報告書等を提出すること。

☆ 本件に関する問合せ先 ☆

日本司法書士会連合会事務局企画調査課司法支援担当 金澤